

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：総務費 項：企画開発費 目：青少年対策費

事業名 青少年非行・被害防止対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 私学振興・青少年課 青少年係 電話番号：058-272-1111 (内 2431)

E-mail：c11151@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,065 千円 (前年度予算額：3,021 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	3,021	0	0	0	0	0	0	0	3,021
要求額	3,065	0	0	0	0	0	0	0	3,065
決定額	3,065	0	0	0	0	0	0	0	3,065

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

健全な青少年を育む環境整備のため、有害図書類、有害刃物等の指定等を迅速かつ的確に実施するとともに、コンビニ等規制対象業者への立入調査や啓発活動により、青少年健全育成条例の周知・遵守徹底を図る。

また、インターネットの有害情報やトラブル、犯罪被害等から青少年を守り、青少年自身が節度ある利用方法を身に付けていくためには、フィルタリング規制に関する青少年健全育成条例の運用を更に徹底していく必要があるとともに、保護者の情報リテラシー能力の向上を図っていく必要があるため、規制対策と啓発活動の両輪で事業を展開する。

(2) 事業内容

- ・ 青少年健全育成条例の運営
- ・ 店舗等の立入調査活動
- ・ 青少年のインターネット利用対策事業

(3) 県負担・補助率の考え方

—

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	904	情報モラル研修会講師旅費等、立入調査旅費
需用費	883	啓発資材・リーフレット作成等、条例の解説、情報セキュリティ すごろく印刷等
役務費	333	啓発リーフレット郵送等
委託費	945	情報モラル教材の内容更新・作成、印刷業務
合計	3,065	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県青少年健全育成計画

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 青少年を健全に育成する環境整備のため、青少年健全育成条例の周知・遵守徹底を図るとともに、フィルタリングの必要性等についての県民意識の向上を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
立入調査における有害図書類の区分陳列の遵守率	(H)	89.2% (H29)	85.1% (H30)	67.9% (R1)	95% (R4)	71.5%
携帯電話フィルタリング利用率（高校生）	(H)	70.2% (H29)	72.5% (H30)	69.0% (R1)	85% (R4)	81.2%
家庭での携帯電話利用に関するルールのある割合（高校1年）	(H)	48.9% (H29)	49.3% (H30)	52.5% (R1)	60% (R4)	87.5%

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 令和元年度条例に基づく立入調査総数
 4,507件
 内訳：書店等 3,457件 遊技場等 635件 携帯販売事業店 415件

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 令和2年3月末時点で、図書取扱店（コンビニエンスストア、書店等）における条例の周知状況は99%以上を維持しているが、有害図書の区分陳列については約67%であり、前年度より遵守率が下降した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	<p>青少年健全育成条例の周知・遵守徹底のため必要性は高い。 また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を推進する必要がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) △	<p>条例の周知状況、有害図書陳列の遵守率は約9割と高い水準にあるが、陳列状況のさらなる徹底と、条例改正に伴う携帯電話販売店への周知、指導及び立入調査が必要である。 フィルタリング利用の徹底や、家庭でのルールづくりの推進に向け、さらなる取組みが必要。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	<p>県関係職員、教職員、警察官、市町村職員を立入調査員に指定し協力して実施している。 青少年のインターネット安全・安心利用に向け、各機関（保護者団体、青少年団体、事業者、行政（県関係課、県教育委員会、県警察））が協力し各種啓発活動を実施している。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>インターネットのトラブルから青少年を守り、青少年自身が節度ある利用方法を身に付けていくためには、平成30年3月に改正した青少年健全育成条例の運用の徹底を図っていく必要があるとともに、保護者の情報リテラシー能力の向上を図っていく必要がある。</p>
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>引き続き立入調査等により一層の条例遵守を図るとともに、併せて、青少年のインターネット利用対策として、フィルタリングによる規制対策と情報モラル向上のための啓発活動を両輪で進めていく。</p>
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	